
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.252 2020/12/8

1 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

12月4日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。これは、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第195号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第381号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部がそれぞれ改正されたことに伴い、その運用について通知したもので、その主な内容は次のとおり。

食品衛生法第12条の規定に基づき、L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸を省令別表第1に追加したこと。

添加物の規格基準について、既に添加物として指定されている炭酸カルシウムについて、規格基準が設定されている炭酸カルシウムの名称を炭酸カルシウムⅠと改め、新たに炭酸カルシウムⅡの規格基準を定めた。

L-酒石酸カリウム、メタ酒石酸及び炭酸カルシウムⅡの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

施行期日及び適用期日は公布日及び告示日からとすること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000702027.pdf>